

## 洞庵荘月額利用料金表(2021年4月1日改訂)

対象収入による階層区分		生活費	費用徴収額	合 計
1	¥1,500,000 以下	¥52,590	¥10,000	¥62,590
2	¥1,500,001 ~ ¥1,600,000	¥52,590	¥13,100	¥65,690
3	¥1,600,001 ~ ¥1,700,000	¥52,590	¥16,100	¥68,690
4	¥1,700,001 ~ ¥1,800,000	¥52,590	¥19,100	¥71,690
5	¥1,800,001 ~ ¥1,900,000	¥52,590	¥22,200	¥74,790
6	¥1,900,001 ~ ¥2,000,000	¥52,590	¥25,200	¥77,790
7	¥2,000,001 ~ ¥2,100,000	¥52,590	¥30,200	¥82,790
8	¥2,100,001 ~ ¥2,200,000	¥52,590	¥35,300	¥87,890
9	¥2,200,001 ~ ¥2,300,000	¥52,590	¥40,300	¥92,890
10	¥2,300,001 ~ ¥2,400,000	¥52,590	¥45,400	¥97,990
11	¥2,400,001 ~ ¥2,500,000	¥52,590	¥50,400	¥102,990
12	¥2,500,001 ~ ¥2,600,000	¥52,590	¥57,500	¥110,090
13	¥2,600,001 ~ ¥2,700,000	¥52,590	¥64,600	¥117,190
14	¥2,700,001 ~ ¥2,800,000	¥52,590	¥71,600	¥124,190
15	¥2,800,001 ~ ¥2,900,000	¥52,590	¥78,700	¥131,290
16	¥2,900,001 ~ ¥3,000,000	¥52,590	¥85,800	¥138,390
17	¥3,000,001 ~ ¥3,100,000	¥52,590	¥93,800	¥146,390
18	¥3,100,001 ~ ¥3,200,000	¥52,590	¥101,900	¥154,490
19	¥3,200,001 ~ ¥3,300,000	¥52,590	¥110,000	¥162,590
20	¥3,300,001 以上	¥52,590	全 額	生活費+事務費

※ 費用徴収額とはサービス提供費用の本人からの徴収額。

※ 11月～3月は暖房費、月額1,960円が加算されます。

※ 利用料金は監督官庁通達により改訂することがあります。

- (注1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- (注2) 対象収入及び必要経費の算定等については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取り扱いについて」(平成18年1月24日老発第0124004号)の「1「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」(平成18年1月24日老計発第0124001号)の第2の1の(1)「前年」の対象収入の取扱い、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。
- (注3) 本人からの徴収額(月額)として上表により求めた額が当該施設におけるサービスの提供に要する基本額(月額)を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する基本額(月額)を本人からの徴収額(月額)とする。
- (注4) 夫婦での入居の場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。
- (注5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当機関と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。